

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」
令和8年度 物流ドローン社会実装推進事業 補助事業者募集要領

1 趣旨

この要領は合同会社デロイト トーマツ（以下、「デロイト」という。）が愛知県より委託を受けて実施する「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」物流ドローン社会実装推進事業」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、事業化検証を実施する補助事業者を広く募集し、総合的な審査により補助事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の目的

愛知県では、ドローンやeVTOL（空飛ぶクルマ）等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」」（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024年2月に策定したプロジェクトの「推進プラン」（2026年1月一部改訂）では、物流分野において2027年度頃に早期の社会実装を目指す「ローンチモデル」として、離島や山間地などの地域で、ドローンを始めとする様々なモビリティを用いた物流の最適化を図り、地域の多様な主体が参画する地域内物流のビジネスモデルを構築することを掲げている。さらに2030年度頃に実現を目指す「愛知モデル」として、「住宅地」や「都市」モデルを掲げている。

本業務においては、「ローンチモデル」の実現に向け、「離島」「山間地」で長期間の事業化調査を実施し、今後の実装に向けたロードマップを作成する。さらに、次なるモデルである「住宅地」モデルの実現に向け、実証実験を実施し、「住宅地」モデル特有の技術的課題や障壁となる規制等を整理し、ビジネスモデル構築に向けた今後の戦略を作成する。

【補足：各モデルの定義】

本事業において、「離島」モデル、「山間地」モデル、「住宅地」モデルは以下と定義する。必要に応じて愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課発行「ドローン物流の基礎知識」p.22~p.24も参照すること。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/594780.pdf>

- 「離島」モデル：実証エリアに、本土や主要島と道路（橋・トンネル等）で常時連絡されておらず船舶や航空などに依存して往来する島しょ部の地域を含む。

・ドローン物流における「離島」モデル先行導入事例について

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563042.pdf>

- 「山間地」モデル：実証エリアに、急峻な地形や長距離移動により道路アクセスや物流が恒常的に制約されやすい地域を含む。
 - ・ドローン物流における「山間地」モデル先行導入事例について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563043.pdf>)
- 「住宅地」モデル：実証エリアに、主として居住用建物が連続・集積し生活道路や学校等が近接する地域（ただし政令指定都市を除く）を含む。
 - ・ドローン物流における「住宅地」モデルの考え方について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/612015.pdf>)

3 本事業の詳細

(1) 実施事業の内容

デロイトの支援を受け、補助事業者は、「離島」「山間地」「住宅地」においてドローンを活用した物流サービスを実施する。実施項目としては以下を想定している。

	「離島」「山間地」	「住宅地」
実施計画作成	以下の項目を含む計画を作成 ✓ 事業化調査の目的の明確化、実施エリアの選定 ✓ 全体スケジュール作成 ✓ 配送物、運航体制の整理 ✓ 運用計画作成、マニュアル整備	以下の項目を含む計画を作成 ✓ 実証実験の目的の明確化、実施エリアの選定 ✓ 全体スケジュール作成 ✓ 配送物、運航体制の整理 ✓ 運用計画作成、マニュアル整備
離着陸場所、飛行ルート作成等	✓ 社会実装に向けた実環境に近い離着陸場所を選定 ✓ 飛行ルート、オペレーション作成 ✓ 事業化に必要な実施体制構築 ✓ 法制度に基づく手続き ✓ 地元住民の調整 等	✓ 将来的なビジネスモデル構築に適した離着陸場所を選定 ✓ 飛行ルート、オペレーション作成 ✓ 法制度に基づく手続き ✓ 地元住民との調整 等
事業化調査/実証実験の実施	✓ 1 か月程度の事業化調査の実施（省人化など事業化に向けて必要となる事項を盛り込んだ内容で実施） ✓ 住民向けサービスを実施する場合は住民向け見学会等の実施 ✓ 届け先からの料金徴収の実施等	✓ 1 週間程度の実証実験の実施（ビジネスモデル構築に向けて必要となる事項を盛り込んだ内容で実施） ✓ 住民向けサービスを実施する場合は住民向け見学会等の実施 ✓ 届け先からの料金徴収の実施等

	「離島」「山間地」	「住宅地」
結果検証	✓ 関係者へのアンケート徴収 ✓ データのとりまとめ ✓ デロイトが行う事業化に向けた必要事項の整理やロードマップ作成への協力	✓ 関係者へのアンケート徴収 ✓ データのとりまとめ ✓ デロイトが行う技術課題や障壁となる規制等の整理、今後の戦略作成への協力

(2) 事業実施に係る役割分担の考え方

本事業を実施するに当たり、補助事業者とデロイトの役割分担は以下を想定している。補助事業者とデロイトは、各タスクについて随時愛知県への報告を行う。

なお、説明責任者、実行責任者、相談先は以下のように定義する。

説明責任者： 個々のタスクの最終責任者として当該タスクの結果に対する説明責任と承認権限を持ち、業務スコープ・優先順位・品質基準・納期およびリソース配分・対外調整を統括する。

実行責任者： 各タスクを実行して成果物を作成する。品質・期限・コストを満たすための日々の判断・進捗管理と必要時のエスカレーションを担う。

相談先： 各タスクの遂行において必要に応じて助言をする。

項目	タスク	役割分担 (A=説明責任者、R=実行責任者、C=相談先)	
		補助事業者	デロイト
公募・選定	応募資料作成	A/R	—
	公募・選定	—	A/R
進捗管理	事業スケジュール作成	A/R	—
	進捗管理	R	A/R
実施計画作成	事業方針作成・KPI 策定	A/R	C
	事業実施体制の確定	A/R	R
	実施計画の妥当性検証	R	A/R
	地域関係者との折衝	A/R	R

項目	タスク	役割分担 (A=説明責任者、R=実行責任者、C=相談先)	
		補助事業者	デロイト
離着陸場所、 飛行ルート などの作成	離着陸候補・ルート 案の作成	A/R	C
	安全・法規対応・環 境評価	A	R
	地権者・関係機関と の連携/許認可方針 整理	A/R	R
	地域説明会の準備	A/R	R
事業化調査/ 実証実験の 実施	許認可の取得	A/R	C
	実証運航・ データ取得	A/R	C
	見学会の実施	A/R	R
	広報	A/R	R
	インシデント対応	A/R	R
結果の検証	データの計測	A/R	C
	アンケート徴収	A/R	R
	データ・アンケート 結果の分析	C	A/R
	事業化に向けた必要 事項の検討	R	A/R
	事業化に向けたロー ドマップの更新	R	A/R
成果 報告	中間・最終報告書の 作成	R	A/R
	成果報告会の実施	R	A/R

4 補助要件

(1) 補助対象期間

令和8年6月1日から令和9年3月5日までとする。

(2) 補助事業者数

- 「離島」モデル・「山間地」モデル：計2事業者
- 「住宅地」モデル：計1事業者

(3) 補助事業者に係る要件

- 実証地域において事業継続（次年度以降の継続的な運航）の意志があるもの
- 補助金交付後の会計検査、書類の整備・保存（5年間）、調査の義務を遂行できるもの

(4) 補助率・上限

- 「離島」モデル・「山間地」モデル
 - 補助率 100%
 - 補助上限額 18,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
- 「住宅地」モデル
 - 補助率 100%
 - 補助上限額 13,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※いずれか一つのモデルを選び応募すること

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、以下のア～エの条件をすべて満たすものとする。

- ア 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 補助対象期間内の契約・発注により発生した経費
- ウ 領収書等によって金額・支払等が確認できる経費
- エ 以下の経費

① 人件費

補助事業に直接従事する者の人件費（給与・賃金・法定福利費相当）。管理部門の人件費は除く。本補助事業以外の業務も兼任する場合は、勤務実績に基づく時間按分を必須とする。

② 旅費交通費

補助事業遂行に必要な移動・宿泊費。社内会議・研修目的の旅費、社内通勤費は除く。

③ 消耗品費

耐用年数1年未満又は単価が税抜10万円未満の物品の購入に係る費用。

④ 備品

耐用年数1年以上かつ単価が税抜10万円以上の物品の購入に係る費用。

なお、ドローン本体の購入費用は除く。

⑤ ソフトウェア

買い切り型ソフトウェアやオンプレミス型ソフトウェアの導入に係る費用。サブスクリプション型ソフトウェア、クラウドの使用料は賃借料に含む。

⑥ 賃借料

必要な設備や資産を外部から借りるための費用。買い切りでないサブスクリプション型ソフトウェア・クラウド等の使用料も含む。

- ⑦ 通信費
運航・データ取得に必要な通信回線と付随サービスに係る費用。本補助事業と関係しない社内通信費は除く。
- ⑧ 保険料
ドローン飛行に係る第三者賠償保険等。
- ⑨ 広告宣伝費
本事業の広報に必要な広告掲載費、ホームページ制作費、印刷費等。
- ⑩ 「住宅地」モデルのみ対象）研究開発費
本実証実験を実施するために必要な追加の研究開発に要する費用。
- ⑪ 外注費
一部の事業を業務委託する場合の役務提供に係る対価。
- ⑫ 公的手数料
法令に基づく申請・登録・施設使用に係る公的手数料等。
- ⑬ その他諸経費
上記に含まれないが、本事業遂行にあたり必要な費用。なお、一般管理費、役員報酬、社内会議費、交際費、接待費、汎用資産の高額購入、租税公課、仕入控除対象の消費税相当額は除く。

(6) 備考

補助対象経費は、応募時に提出いただく経費見積書を基に審査する。審査した結果不適と考えられる経費項目がある場合は、該当する経費項目分を除いた経費項目の合計金額を、補助上限額まで支給する。支給方法は、デロイトと補助事業者で別途協議し定める。

なお、交付決定を受けた者は、補助金の交付後も以下の義務が発生する。

■ 会計検査

本事業は国の交付金を活用した予算による補助事業のため、補助事業の適正を期するべく会計検査等が実施される場合がある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要がある。

■ 書類の整備

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から、5年間保存する必要がある。

■ ヒアリングへの協力

補助事業の改善等のために愛知県・デロイトがヒアリングを行った場合、誠実に対応する必要がある。

5 応募方法

(1) 参加申込

- 申込期限：令和8年4月30日（木）17:00
- 申込方法：電子メール
 - 件名：「物流ドローン社会実装推進事業 応募申込」
 - 本文中に以下の1~3を記載すること。
 1. 事業者名
 2. 担当者氏名
 3. 担当者連絡先（電話番号・メールアドレス）
- 申込先：合同会社デロイト トーマツ
(aichi_mobility_innovation@tohmatu.co.jp)

(2) 企画提案書の提出

- 提出期限：令和8年5月14日（木）17:00 必着
- 提出方法：電子メール
 - 件名：「(事業者名) 物流ドローン社会実装推進事業 企画提案書」
 - ファイル形式：PDF
- 提出書類
 - 以下4点を提出すること。
 1. 企画提案書（様式1、A4縦、本文11ポイント以上）
 2. 経費見積書（様式2、A4縦、積算根拠を備考に記載、単位：円）
 3. 登記簿（履歴事項全部証明書）
 4. 決算書類（損益計算書・貸借対照表）直近2期分
 - 企画提案書は、以下項目を記載すること。（詳細は様式1に記載）
 1. 事業の実施方針
 - ・ 事業の実施方針
本事業を実施するに当たっての基本的な考え方や取組方針を記載すること。
 - ・ 事業実施体制（組織体制図）及び役割分担
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。
また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。
 - ・ スケジュール
事業実施期間（2026年6月～2027年3月）における各タスクの想定スケジュールを記載すること。

2. 社会実装に向けた計画等

- ・ 実現したい事業やビジネスモデル
ドローンを活用した物流サービスによってどのような事業化やビジネスモデル構築を実現したいのかを詳細に記載すること。その際に、マネタイズできるポイントがどこにあるのかも記載すること。
- ・ 社会実装までのロードマップ/ビジネスモデル構築に向けた今後の戦略
社会実装までに解決すべき課題をまとめたロードマップやビジネスモデル構築に向けた戦略を記載すること。

3. 実施する事業化調査/実証実験の内容

- ・ 実施概要
社会実装までのロードマップや構築すべきビジネスモデルを踏まえ、実施内容（目的・想定エリア・検証項目・実施体制等）を具体的に記載すること。
- ・ KPI の設定
事業実現性、事業収益性、課題即応性、住民認知度のうち複数の項目について、定量的に評価できる KPI を設定すること。また、各 KPI の目的、測定方法、算出方法、目標値/ベースラインを明記すること。
KPI を定める項目と各項目における KPI の例：
 - 事業実現性：運航便数、就航率
 - 事業収益性：営業収益率
 - 課題即応性：インシデント・苦情対応までの所要日数
 - 住民認知度：広報・告知等（チラシ・SNS・Web サイトでの発信等）により周知できた人数 等

■ 提出部数

- 正本 1 部、副本 1 部とする。なお、添付資料は副本不要である。

■ 留意事項

- 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- 企画提案書の内容が本要領に適合しない場合は無効となる場合がある。

6 募集内容に係る質問の受付・回答

- 受付期間：令和 8 年 4 月 16 日（木）～4 月 23 日（木）17:00

- 提出方法：電子メール（電話等、電子メール以外での質問は受付しない）

- 件名：「物流ドローン社会実装推進事業 質問」
- 添付資料：様式 3（様式はホームページからダウンロードすること）

- 回答：
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、4月30日（木）ごろにホームページにて公開する。
- ホームページ：<https://aichimobilityinnovation.com>
- 留意事項：
企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

7 審査の実施

(1) 審査方法

本審査にあたり選定委員会を開催する。審査は、選定委員会で応募事業者のプレゼンテーションにより行う。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。なお、応募事業者のプレゼンテーションはオンライン（Teams 会議）により行う。日時・リンクは応募事業者に追って連絡する。

※ プレゼンテーションは、1者15分程度を予定している。説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

(2) 審査基準

本企画提案は、以下の審査項目に基づいて審査する。なお、評点の合計点が6割未満の場合は失格とし、すべての事業者が失格となった場合は再公募を行う。

①「離島」モデル・「山間地」モデル

審査項目		配点 基準
1 実施方針、実施体制の妥当性		25
実施方針	事業の目的・背景と課題認識に基づく実施方針が、具体的に記載されているか。	10
実施体制	実施体制（組織体制）及び実施担当者が明確化されており、役割が具体的に示されているか。（ドローンに関しての専門的知見や企画・調整経験が豊富であり、業務の遂行に必要なかつ十分な体制が構築されているか。）	10
安全管理	リスク低減策・緊急対応等が体系的に整理されているか。	5
2 実施計画の妥当性		70
ロードマップ	想定する顧客と提供価値、収益源・価格、マネタイズポイント、実証から社会実装に向けた移行条件が示されているロードマップとなっているか。	25
検証項目	検証項目、データ取得・解析方法がロードマップと整合して具体化されているか。	10
エリア選定	これまでの実証結果等に基づき、顧客と需要ボリュームを把握した上でのエリア選定となっているか。	10
運用安定性	気象・地形・通信など地域特性に対する安定運用方法が示されており、飛行中止の場合の代替配送手段が確保されているか。	10
KPI	ロードマップで示した計画を達成するために、今年度の長期事業化調査における KPI が設定されており、算出方法が具体化されているか。	10
スケジュール	準備・許認可・実施・評価等各工程、考えられる不測の事態における代替案が含まれた年間スケジュールとなっているか。	5
3 費用対効果		5
金額の妥当性	見積もり経費項目や見積金額は適切か。	5
合 計		100

②「住宅地」モデル

審査項目		配点 基準
1 実施方針、実施体制の妥当性		25
実施方針	事業の目的・背景と課題認識に基づく実施方針が、具体的に記載されているか。	10
実施体制	実施体制（組織体制）及び実施担当者が明確化されており、役割が具体的に示されているか。（ドローンに関しての専門的知見や企画・調整経験が豊富であり、業務の遂行に必要なかつ十分な体制が構築されているか。）	10
安全管理	リスク低減策・緊急対応等が体系的に整理されているか。	5
2 実施計画の妥当性		70
ビジネスモデル・戦略	「住宅地」モデル特有の技術面・規制面での課題を理解した上でのビジネスモデル・戦略となっているか。	20
検証項目	検証項目、エリア選定理由、データ取得・解析方法が戦略と整合して具体化されているか。	10
コミュニケーション設計	住民・管理組合・自治体の合意形成、周知・苦情対応、プライバシー配慮が具体的な計画や進捗状況として整備されているか。	10
運用設計	障害物密度・電波干渉等の「住宅地」特有となるリスクに対する検証計画と運用設計（ルート・時間帯・地上リスク緩和・緊急地点）が具体化されているか。	10
KPI	ビジネスモデルを実現するために、今年度の実証実験におけるKPIが設定されており、算出方法が具体化されているか。	10
スケジュール	準備・許認可・実施・評価等各工程、考えられる不測の事態における代替案が含まれた年間スケジュールとなっているか。	10
3 費用対効果		5
金額の妥当性	見積もり経費項目や見積金額は適切か。	5
合 計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年6月上旬までに全提案者に文書で通知する。なお、評点は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

(4) 選定された候補者との調整

選定された候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

8 スケジュール

令和8年4月16日：公募開始

令和8年4月30日：応募申込締切（17時）

令和8年5月14日：公募締切（17時）

令和8年5月20日（予定）：プレゼン（選定委員会）

令和8年5月下旬：契約締結、補助事業準備

令和8年6月以降：補助事業の計画、事前準備

令和8年10月下旬以降：事業化調査・実証実施

令和8年12月以降：報告書作成・報告会への協力

令和9年3月：補助事業終了

9 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

(3) 補助事業者は、本事業の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。また、補助的・専門的な一部業務について外部委託を行う場合は、あらかじめデロイトの書面承認を受けなければならない。承認済み委託先の変更・追加を行う場合も、事前にデロイトの書面承認を受けなければならない。なお、補助事業者は、承認された委託に際し、守秘義務、個人情報保護、反社会的勢力の排除、安全・品質管理、二重補助防止等、本要領および交付条件と同等以上の義務を委託先に課し、

その履行状況を監督するものとする。

(4) 問い合わせ先（事務局）

合同会社デロイト トーマツ

メールアドレス：aichi_mobility_innovation@tohatsu.co.jp